

健康

受診回数が変わりました！

母子健康手帳交付時に配布している、受診票(妊婦一般健康診査受診票)が、4月より2回分から5回分の助成に変更になりました。

他市町村で母子手帳の交付を受け、受診票の交換をされていない人は、ご連絡ください。

問い合わせ

市役所健康対策課



日本脳炎予防接種(定期接種)

現在、予防接種は休止していますが、蚊に刺されやすい環境にあるなど、感染する可能性が高く、保護者が希望する場合には、医師の説明を受け、同意書に保護者の署名をしたうえで接種が受けられます。希望される人は、ご連絡ください。

問い合わせ

市役所健康対策課



福祉

障害者福祉医療費助成制度の更新申請

水色・黄色の受給者証の有効期限が6月30日までとなっている人で、引き続きこの制度を受ける人は、更新の申請が必要です。

申請期限

5月31日(木)

申請場所

市役所保険医療課・各支所

問い合わせ

市役所保険医療課

ひとり親家庭へ医療費を助成します

ひとり親家庭や両親のいない児童に対し、保険診療分の一部を助成します。

対象者

18歳までの子どもを持つひとり親家庭の親

18歳に到達した日以後最初に来る3月31日までの間にある子ども

ただし婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態の人は対象外です。

条件

世帯員全員の所得税が非課税または、所得額の合計が二百万円以下であること

申請書配布場所
市役所保険医療課・各支所
現在受給中の人には、更新のお知らせを通知します。
問い合わせ
市役所保険医療課

国民年金

老齢年金の「裁定請求書」が送られてきます

年金を請求する人の請求漏れを防ぐために、老齢年金の「裁定請求書」が、年金支給開始年齢の約3カ月前から社会保険業務センターより送られます。

対象者

60歳の3カ月前に送付される人：60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する人

65歳の3カ月前に送付される人：65歳に初めて老齢年金の受給権が発生する人か、65歳前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているのに、年金の請求をされていない人

送付されたら

請求書に印字されている年金の加入記録などを確認してください。

戸籍・住民票などの必要書類の準備および裁定請求書の提出は、受給発生日(誕生日の前日)より後に行います。

国民年金支給額

平成19年度の国民年金は、平成18年度と同額です。

問い合わせ

南国社会保険事務所

088-864-1111

土木

道路舗装の材料を支給します

生活道などを地元の皆さんで舗装工事(簡易舗装)する場合には材料を支給します。

申込みは、町内会(自治会)などで協議のうえ、代表者の名前で申請してください。申請されたものは、審査し決定します。

申請書配布場所

市役所建設課・市民課

各支所

事業内容

区分：生活道など
原材料：市より提供
幅員：約2m以上
受益者：2人以上
申請期限 5月31日(木)
問い合わせ 市役所建設課建設土木係

行政

業務終了時間が延長になりました！

市役所の業務終了時間が4月1日より5時15分から5時30分になりました。
問い合わせ 市役所総務課



人権

人権啓発ドラマの放映

香南ケーブルテレビで児童虐待を未然に防ぐために虐待から子どもたちを守るために「のテーマ」で、啓発ドラマを放映します。

放送日 5月3日(木)・5日(土)・7日(月)・9日(水)

放送時間 正午・午後8時

(1日2回放送)

問い合わせ 市役所人権課

介護予防プランセンターができました！

介護予防サービス計画作成業務については今まで、地域包括支援センターで対応してきましたが、4月1日から「介護予防プランセンター」で行うことになりました。

地域包括支援センターでは、今まで通り以下の業務を行っていきます。総合窓口としてご利用ください。

- 高齢者や家族の総合相談窓口
- 高齢者の虐待防止と権利擁護のための活動
- 地域のケアマネジャーの支援
- 介護予防事業



高齢者の総合相談などの問い合わせは...
【地域包括支援センター】
市役所本庁1階 ☎57-8511

要支援1・2と認定された人の介護予防サービスに関する問い合わせは...
【介護予防プランセンター】
市役所本庁北庁舎1階 ☎57-8530

地域包括支援センターからのお知らせ

公正・中立性の確保、センターの円滑な運営を図るため、「香南市地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

運営協議会は、市から委嘱された16人の運営委員により年3回ほど、センターの設置や運営、地域包括ケアに関する事を協議しています。

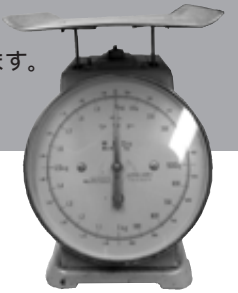
地域包括支援センター運営協議会

香南市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

医師(香美郡医師会長・高知県医師会常任理事)	寺田茂雄
歯科医師(高知県歯科医師会香美南国支部会長)	大島 仁
医療法人レザレクト藤川クリニック院長	藤川義久
社会福祉法人香南会施設長	山崎 勲
特別養護老人ホーム三宝荘施設長	梶原正道
居宅介護支援事業所かがみ介護支援専門員	板垣智子
野市中央病院理学療法士	常石知佐
介護サービス利用者家族代表	西山 紀
第1号被保険者代表	松井 良
第1号被保険者代表	伊藤景助
第2号被保険者代表	中元美世
第2号被保険者代表	間城容子
香南市社会福祉協議会	中元秀利
民生児童委員会代表	黒岩義久
老人クラブ代表	成川 清
中央東福祉保健所長	田上豊資

特定計量器定期検査

計量法では、2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。今年が香南市が検査の年です。対象者は最寄りの会場で必ず受検してください。



対象者
香南市内に住所・事業所があり、家庭用は除く商店や病院・学校など、取引や証明に計量器(はかり・おもり・分銅)を使用する人。

方法
検査を受ける人は、5月25日(金)までに市役所商工水産課まで連絡ください。(所在場所で検査を受ける人は、所在場所定期検査申請書を商工水産課まで取りに来てください)

受検には手数料が必要です。
定期検査に代わる検査など
計量器の移動が困難な場合や、やむを得ない理由により、受検できない場合は、事前に知事の承認を受け、計量器の所在場所もしくは知事が指示する期日に検査を受けてください。

検査を受けず、計量器を取引または証明上の計量に使用した場合、罰金刑が適用されることがあります。

問い合わせ
高知県計量検定所 ☎088-845-7770 市役所商工水産課 ☎57-7520

定期検査の日時・場所		
検査日	受付時間	検査場所
6月11日(月)	10:30~11:30	野市東部老人憩の家
	13:00~14:00	佐古防災コミュニティセンター
6月12日(火)	10:30~12:00	のいちふれあいセンター
	13:00~14:30	
6月13日(水)	10:30~12:00	夜須中央公民館
	13:00~14:00	
6月14日(木)	10:30~12:00	市役所赤岡庁舎
	13:00~14:00	
6月18日(月)	10:30~11:30	赤岡青果市場 株 山北青果市場
	13:00~14:00	岸本集会所
6月19日(火)	10:30~11:30	市役所香我美庁舎
	13:00~14:00	吉川総合センター